

## リユース部品、リビルト部品における知的財産に係る権利侵害の防止について

自動車は、様々な技術を用いて性能等の向上の実現や、個性的なデザインによる商品価値の向上が図られているとともに、信頼性を有する品質の証として自動車製造業者、部品製造業者（以下、自動車製造業者等という。）の商標が付されており、こうした取り組みは知的財産権によって権利保護されている。

リユース部品、リビルト部品の商品化等をする解体業者、リビルド業者においては、自動車製造業者等が有する特許権、商標権などを侵害することがないように留意し、適正な商品化の取り組みが求められる。

### 1. 特許権の侵害防止

既に特許権者等から譲渡された製品に関する特許権の消尽については、現行特許法その他の法令上は明文の規定はないものの、判例上は次のような考え方が示されている（最判平19. 11. 8民集61巻8号2989頁）。

- 特許権者又は特許権者から許諾を受けた実施権者（以下、両者を併せて「特許権者等」という。）が我が国において特許製品を譲渡した場合には、市場における特許製品の円滑な流通の必要性等も考慮し、当該特許製品については特許権はその目的を達成したのものとして消尽し、もはや特許権の効力は、当該特許製品の使用、譲渡等には及ばず、特許権者は、当該特許製品について特許権を行使することは許されない。
- 一方で、特許権者等が我が国において譲渡した特許製品につき加工や部材の交換がされ、それにより当該特許製品と同一性を欠く特許製品が新たに製造されたものと認められるときは、特許権者は、その特許製品について、特許権を行使することが許される。

特許権侵害差止請求事件（最判平19. 11. 8民集61巻8号2989頁） 裁判要旨

- 1 特許権者又は特許権者から許諾を受けた実施権者が我が国において特許製品を譲渡した場合には、当該特許製品については特許権はその目的を達成したのものとして消尽し、特許権の効力は、当該特許製品の使用、譲渡等には及ばず、特許権者は、当該特許製品について特許権を行使することは許されない。
- 2 特許権者又は特許権者から許諾を受けた実施権者が我が国において譲渡した特許製品につき加工や部材の交換がされ、それにより当該特許製品と同一性を欠く特許製品が新たに製造さ

れたものと認められるときは、特許権者は、その特許製品について、特許権を行使することが許される。

- 3 特許権者又は特許権者から許諾を受けた実施権者が我が国において譲渡した特許製品につき加工や部材の交換がされた場合において、当該加工等が特許製品の新たな製造に当たるとして特許権者がその特許製品につき特許権を行使することが許されるといえるかどうかについては、当該特許製品の属性、特許発明の内容、加工及び部材の交換の態様のほか、取引の実情等も総合考慮して判断すべきである。
- 4 我が国の特許権者又はこれと同視し得る者が国外において譲渡した特許製品につき加工や部材の交換がされ、それにより当該特許製品と同一性を欠く特許製品が新たに製造されたものと認められるときは、特許権者は、その特許製品について、我が国において特許権を行使することが許される。
- 5 我が国の特許権者又はこれと同視し得る者が国外において譲渡した特許製品につき加工や部材の交換がされた場合において、当該加工等が特許製品の新たな製造に当たるとして特許権者がその特許製品につき我が国において特許権を行使することが許されるといえるかどうかについては、当該特許製品の属性、特許発明の内容、加工及び部材の交換の態様のほか、取引の実情等も総合考慮して判断すべきである。
- 6 インクジェットプリンタ用インクタンクに関する特許の特許権者Xが我が国及び国外において特許製品であるインクタンク（X製品）を販売したところ、Yが、X製品の使用済みインクタンク本体を利用してその内部を洗浄しこれに新たにインクを注入するなどの工程を経て製品化されたインクタンク（Y製品）を輸入し、我が国において販売している場合において、Y製品の製品化の工程における加工等の態様が、単にインクを補充しているというにとどまらず、印刷品位の低下やプリンタ本体の故障等の防止のために構造上再充てんが予定されていないインクタンク本体をインクの補充が可能となるように変形させるものであるとともに、上記特許に係る特許発明の本質的部分に係る構成を欠くに至ったものにつきこれを再び充足させて当該特許発明の作用効果を新たに発揮させるものであることのほか、インクタンクの取引の実情など判示の事情の下では、Y製品は、加工前のX製品と同一性を欠く特許製品が新たに製造されたものであって、特許権の行使が制限される対象となるものではなく、Xは、その特許権に基づいて、Y製品の輸入、販売等の差止め及び廃棄を求めることができる。

## （１）リユース部品及びリビルト部品に対する新たな製造の判断の枠組み

前記判例を踏まえれば、リユース部品及びリビルト部品が特許製品の「新たな製造」に当たるかどうかについては、当該部品の属性、特許発明の内容、加工及び部材の交換の態様のほか、取引の実情等も総合考慮して判断するのが相当であり、当該特許製品の属性としては、製品の機能、構造及び材質、用途、耐用期間、使用態様が、加工及び部材の交換の態様としては、加工等がされた際の当該特許製品の状態、加工の内容及び程

度、交換された部材の耐用期間、当該部材の特許製品中における技術的機能及び経済的価値が考慮の対象とされることとなる。

## (2) リビルト部品における特許権の侵害防止

特にリビルト部品については、構成部材の交換を前提として商品化されるものであるところ、原部品の加工や部材の交換によって、「特許製品の新たな製造」に該当するか否かがポイントとなる。リビルト部品では、その商品化に際し、摩耗、破損した構成部材の交換が行われることが通常であるが、その態様が、発明の本質的部分に係る構成を欠くに至った状態のものについて、これを再び充足させるものであるということができ、本件発明の実質的な価値を再び実現し、本件発明の作用効果を新たに発揮させるものであれば、当初の特許製品と同一性を欠く製品が新たに製造されたものと認められ、特許権侵害となるおそれがある。

したがって、リビルト部品の商品化に際しては、リビルド業者において、当該部品の特許情報について十分に確認し、商品化の判断を行うことが求められる。

## 2. 不正競争行為の防止及び商標権の侵害防止

### (1) 不正競争防止法について

不正競争防止法は、不正競争の防止により、事業者の営業上の利益の保護を図るとともに、これを通じて事業者間の公正な競争の確保を図る法律である。また不正競争防止法は知的財産法の一環をなすものでもあり、特許法、商標法等によって客体に権利を付与する方法（権利創設）により知的財産の保護を図る一方、不正競争防止法では、不正競争行為を規制する方法（行為規制）により知的財産の保護が図られている。

なお、商標権等は登録されていなければ権利侵害を主張することができないが、不正競争防止法では商標登録等が行われていない場合でも、実際に商品が発売され、一定の条件を満たす場合には権利侵害を主張し、保護を受けることができる。

また、東アジア諸国を震源地とする模倣品等の問題が深刻化するなか、不正競争防止法においても模倣品等対策の強化が図られており、平成17年改正では著名表示冒用行為、商品形態模倣行為に関する刑事罰が設けられ、また平成18年改正では「意匠法等の一部を改正する法律」により、商品形態模倣品行罪の罰則が強化されている。

## (2) 商標権の侵害防止について

商標は、一般に、一定の商標を使用した製品は一定の出所から提供されると需要者（消費者）が認識できる機能（出所表示機能）や同一の商標が付されている商品の同質性を示す機能（品質保証機能）を有する。商標権者又はその許諾を得た者により適法に商標が付され、流通に置かれた商品を転々と譲渡等する行為は、商標法の文言上は、商標権の侵害となる可能性があるが、再利用、再生利用製品についての商標権の取扱いについて商標法その他の法令上明文の規定はない。

一方で、リユース、リビルド商品とは直接の関係はないものの、商標が適法に付された商品の並行輸入が商標権の侵害になるか否かの裁判例においては、商標の機能である出所表示機能及び品質保証機能を害することがなく、商標の使用をする者の業務上の信用及び需要者の利益を損なわず、実質的に違法性がないとの判断が示されていることも参考になる（最判平15. 2. 27民集57巻2号125頁）。さらに、下級審の判例では、国内における中古品販売について、「中古」又は「中古品」であることが明確にされ、その態様からして商品の出所混同を招くおそれがなく、商標の出所表示機能を害することがないから、実質的違法性を欠くとの判断が示されている（大阪地裁平成15年3月20日判決）。

商標権侵害差止等請求事件（最判平15. 2. 27民集57巻2号125頁）

判例

- 1 商標権者以外の者が、我が国における商標権の指定商品と同一の商品につき、その登録商標と同一の商標を付したものを輸入する行為は、許諾を受けない限り、商標権を侵害する（商標法2条3項、25条）。
- 2 しかし、そのような商品の輸入であっても、（1）当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、（2）当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものであって、（3）我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、当該商品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される場合には、いわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠くものと解するのが相当である。
- 3 ただし、商標法は、「商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする」ものであるところ（同法1条）、上記各要件を満たすいわゆる真正商品の並行輸入は、商標の機能である出所表示機能及び品質保証機能を害することがなく、商標の使用をする者の業務上の信用及び需要者の利益を損なわず、実質的に違法性がないということが出来るからである。

中古機商標広告事件（大阪地裁平成15年3月20日判決）

判例

「被告が、中古の原告商品の販売のために新聞、インターネットなどに掲載した広告は、「中古」又は「中古品」の文字が記載されており、その態様からして、それを見た者は、販売されている原告商品が中古品である旨を認識し、したがって、原告を出所とする中古の原告商品を販売していることを認識するものであって、広告主である被告が原告商品の出所であると認識することはないものと認められる。」とし、被告がこのような広告を行うことは、「商品の出所混同を招くおそれがなく、登録商標の出所表示機能を害することがないから、実質的違法性を欠くものというべきである。」とした。

### （３）リユース部品、リビルト部品における不正競争行為の防止及び商標権の侵害防止

前記の裁判例において示された考え方によれば、少なくとも、販売元、車両履歴、品質確認の結果などの情報を適正に提供、表示されていないような場合には、商品の出所混同を招き、すなわち商標の出所表示機能を害するため、商標法の趣旨に反するおそれがあるものといえる。